

## ライフサポートかけつけ付帯保険 家電保証のご案内

### 家電保証保険 重要事項説明書

この書面では、家電保証保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）について説明しています。ライフサポートかけつけ加入時に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

**契約概要** 家電保証保険の内容をご理解いただくための事項

**注意喚起情報** 「ライフサポートかけつけ」（以下「本サービス」と言います。）サービスの加入者（以下「被保険者等」と言います。）の方にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

以下の内容は、家電保証保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。

詳細につきましては、**au 損害保険株式会社の定める家電保証保険約款** ([https://www.jcom.co.jp/catv-service/life\\_support/pdf/yakkan\\_kaden\\_hoshou.pdf](https://www.jcom.co.jp/catv-service/life_support/pdf/yakkan_kaden_hoshou.pdf)) をご確認ください。

また、ご不明な点につきましては、別紙 1 末尾に記載の【お問い合わせ窓口】までご照会ください。

#### 【補償の概要】 **契約概要**

家電保証保険は、JCOM 株式会社が保険契約者となり、JCOM 株式会社が運営する「ライフサポートかけつけ」サービスの加入者を被保険者（補償の対象となる家電製品の所有者の方）とする保険です。本サービスの加入者は、本サービス加入時に予め保険金請求権を JCOM 株式会社の業務委託先である Assurant Japan 株式会社に委任し、次のア. ～ウの事項に同意していただき、JCOM 株式会社及び Assurant Japan 株式会社は、対象となる家電製品の修理、代替品提供等のサービスを提供します。

ア. 修理または代替品提供時の保険金は、Assurant Japan 株式会社の口座に支払うこと。

イ. 金銭給付の場合の保険金は、被保険者に支払うこと。

ウ. 本保証の提供および金銭給付は、引受保険会社である au 損害保険株式会社または Assurant Japan 株式会社がおこなうこと。

#### 【補償の対象となる家電製品】 **契約概要** **注意喚起情報**

家電保証保険における補償の対象は、日本国内に所在し、次の①～⑦までの条件を満たすく補償の対象となる家電製品に記載された製品とします。

- ①被保険者等が日常生活で使用することを目的として新規に購入した製品であること（海外での購入品、並行輸入品、中古品並びにオークション及び譲渡による取得品を除きます）
- ②メーカー保証が 1 年以上付帯され、日本国内で修理可能な製品であること
- ③新規に購入した日から 5 年以内の製品であること
- ④製品に当該製品のメーカー保証書が添付されていること
- ⑤被保険者等が所有している製品であること
- ⑥自然故障・物損故障発生時にサービス対象物件<sup>(注1)</sup>に所在している製品であること
- ⑦購入証明書<sup>(注2)</sup>により、購入日、購入店舗及び購入価額が客観的に把握できる製品であること

（注1）被保険者が保険契約者所定の方法で保険契約者に予め届け出た被保険者の居住する建物をいい、以下の条件を満たすものをいいます。

被保険者の身分証明書（運転免許証又は公共機関が発行する顔写真付きの身分証明書をいいます。）又は、公共料金の請求書等の実際の居住を証明できる書類に記載の住所と所在地が一致すること

（注2）レシート、クレジットカード購入明細、Web 購入明細等をいいます。

<補償の対象となる家電製品>

- ①テレビ（19型未満、ポータブルタイプを除きます）
- ②BD/HDD/DVD レコーダー（ポータブルプレーヤーを除きます）
- ③ルームエアコン（マルチエアコン、ビルトインタイプ、パッケージタイプ、床置型を除きます）
- ④掃除機（ハンディタイプを除きます）
- ⑤冷蔵庫（ワインセラー、車載、ポータブル、冷凍庫を除きます）
- ⑥電子レンジ・オープンレンジ
- ⑦洗濯機（電気バケツ、電気乾燥機、ガス乾燥機を除きます）
- ⑧除湿器・加湿器（車載用及びポータブルタイプ並びにタンク容量1ℓ未満のものを除きます）
- ⑨空気清浄器（車載用及びポータブルタイプ並びにタンク容量1ℓ未満のものを除きます）
- ⑩炊飯器
- ⑪食器洗い機・乾燥機
- ⑫コンポ（単体のスピーカー、アンプ、プレーヤー及びチューナーを除きます）
- ⑬ガスコンロ（カセットタイプを除きます）
- ⑭IH クッキングヒーター（卓上IHを除きます）
- ⑮給湯器（風呂釜、バスヒーター、燃料電池コージェネレーションシステム、ガスコージェネレーションシステムを除きます）

【補償の対象となる故障の範囲】 **契約概要** **注意喚起情報**

家電保証保険では、次の①又は②のいずれかに該当する故障のみを補償の対象としています。

①自然故障

対象製品を、対象製品のメーカー保証書及び取扱説明書に記載されている使用上の注意などに従い正常な使用したにもかかわらず故障や不具合が生じた場合。

②物損故障

対象製品において、被保険者等の故意又は重過失によらない偶発的な破損及び落下に起因して対象製品の機能が正常に機能しなくなった場合。

【補償の対象とならない主な場合】 **契約概要** **注意喚起情報**

家電保証保険では、次のような故障は補償の対象となりませんのでご注意ください。なお、補償の対象とならない場合の詳細につきましては、家電保証保険約款をご確認ください。

- ①直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動<sup>(注1)</sup>によって生じた故障
- ②直接であると間接であるとを問わず、差押え、没収、収用、破壊等国又は公共団体の公権力の行使によって生じた故障
- ③直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の自然の消耗もしくは劣化又は性質によるむれ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害又はねずみ食い、虫食い等によって生じた故障
- ④核燃料物質<sup>(注2)</sup>もしくは核燃料物質によって汚染された物<sup>(注3)</sup>の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害又はこれらの特性による事故に随伴して生じた故障
- ⑤保険契約者、被保険者<sup>(注4)</sup>又はこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失又は法令違反によって生じた故障
- ⑥⑤に規定する者以外の者が保険金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者<sup>(注5)</sup>又はその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失又は法令違反によって生じた故障。但し、他の者が受

け取るべき金額については除きます。

- ⑦紛失又は置忘れ
- ⑧地震もしくは噴火又はこれらによる津波によって生じた故障
- ⑨台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ<sup>(注6)</sup>・落石等の水災によって生じた損害又はこれらに随伴して生じた故障
- ⑩対象製品のメーカー保証書において定めるメーカー保証期間内の自然故障によって生じた損害
- ⑪課金開始日から 28 日間の間に生じた故障
- ⑫本補償サービスの契約締結日以前に発生していた故障
- ⑬対象製品の修理が日本国内では不可能な場合の故障
- ⑭業務用として製造・販売された対象製品に生じた故障
- ⑮本補償サービスの提供条件を満たしていない製品に生じた故障
- ⑯法人又は個人事業主が業務目的で使用するもの、及びレンタル品として使用する製品に生じた損害
- ⑰対象製品に有機 EL 又は液晶画面が含まれる場合の有機 EL 又は液晶画面の焼け、ドット欠落、経年劣化に伴う輝度低下等の事由による故障
- ⑱対象製品についてメーカーがリコール宣言を行った後のリコール対象となった部位の修理、及びリコール対象となった部位に起因する故障
- ⑲直接又は間接、故意又は過失を問わず、次の事由によって対象製品に生じた故障
  - ア) 腐食、電池の液漏れ、錆、カビ、傷、塵、埃、煙、虫等の異物混入、その他類似の事由。
  - イ) 劣化、消耗、摩滅、変質、変形、変色、その他類似の事由（電池蓋の爪折れ、ヒンジ不良、レール破損等を含む）。
  - ウ) 火災、落雷、破裂、爆発、風災、雹災（ひょうさい）、雪災、水濡れ、地盤変動、地盤沈下
  - エ) ガス害、塩害、公害、電波障害、通信回線の異常、過電流、異常電圧
- ⑳依頼された対象製品の修理が被保険者等の都合により実施されない場合、又は修理の依頼をキャンセルした場合において生じた修理技術費用、修理見積費用、運送費用、出張費用、部品代、振込手数料、代引き手数料、その他の諸費用

(注1) 群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 使用済燃料を含みます。以下同様とします。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 保険契約者又は被保険者が法人である場合は、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注5) その者が法人である場合は、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注6) 崖崩れ、地滑り、土石流又は山崩れをいい、落石を除きます。

## 【保険金額及び支払限度額】

保険金額及び支払限度額は、下記の通りとします。

① 保険金額 10 万円（1 回の修理サービスの上限金額。消費税を含みます。）

② 支払限度額

当社は次の金額又は保険金額のいずれか低い額を限度として保険金を支払います。

ア. 自然故障の場合（自然故障限度額）

購入証明書記載の購入金額

イ. 物損故障の場合（物損故障限度額）

購入証明書記載の購入日からの経過期間に応じて、以下の金額を限度とします。

経過期間	割合
購入後 6 ヶ月以下	購入金額の 100%
購入後 6 ヶ月超 1 年以下	購入金額の 90%
購入後 1 年超 2 年以下	購入金額の 80%
購入後 2 年超 3 年以下	購入金額の 70%
購入後 3 年超 4 年以下	購入金額の 60%
購入後 4 年超 5 年以下	購入金額の 50%

ウ. ア. イ. いずれの場合も保険責任期間を通じて 30 万円を限度とします。

**【補償開始日時・補償期間】** **注意喚起情報**

家電保証保険の補償は、本サービスの課金開始日の午前 8 時に始まり、1 年後の午後 12 時に終わります。本サービスに加入している限りは有効に存続し、本サービス加入期間中に補償期間が終了した場合には自動更新されます。

但し、本サービスを解約した場合もしくは本サービスを解除された場合には、本サービスの解約日又は解除日に、家電保証保険の補償は終了します。

**【補償の重複に関するご注意】** **注意喚起情報**

被保険者ご本人またはそのご家族が契約されている保険契約等（共済契約または異なる保険種類の特約を含みます）により、既に同種の補償がある場合、補償が重複することがあります。他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。

なお、複数あるご契約のうち、これらの補償が 1 つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居の変更等）により被保険者が補償対象外となったときなど、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

**【事故発生時の手続】**

WEB フォームより申請ください

- ライフサポート家電保証修理受付フォーム

<https://www.jcom-protection.com/jcom/contact/>

**【引受保険会社】 au 損害保険株式会社**

**【お問い合わせ窓口】**

- 保険契約の内容に関するお問い合わせ窓口

au 損害保険株式会社

au 損保カスタマーセンター

TEL : 0800-1236130

受付時間 9 時～17 時（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

- CATV 局サービス全般に関するお問い合わせ窓口

ご加入のケーブルテレビ局にお問い合わせください。